

日吉おやこであそぼうランド設置運営要綱

制定 平成28年4月1日

最近改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、子育て中の親子等が集い憩うことのできる区役所づくりを推進するため、日吉おやこであそぼうランド（以下「あそぼうランド」という。）を設置し、その運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 あそぼうランドは、川崎市庁舎管理規則（昭和43年規則第76号）に基づき、日吉合同庁舎2階（川崎市幸区南加瀬1-7-17）に設置する。

(利用者)

第3条 あそぼうランドを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

（1）区内の保育園、幼稚園

（2）区内を拠点として活動する自主保育グループ、子育てサークル

（3）その他区長が認める者

(利用時間)

第4条 利用時間は、平日の9時から16時30分までとする。ただし区長が特に認めた場合は、この限りではない。

(団体登録)

第5条 利用者は、事前に次の資料を添えて区長に提出し、承認を得るものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 「日吉おやこであそぼうランド利用団体登録申請書」（様式1）

(2) 団体規約またはそれに準ずるもの

(3) 名簿

(4) 活動実績資料

(登録の更新)

第6条 登録団体は毎年度更新を行うものとし、指定された日時までに団体登

録を行うものとする。

(利用予約)

第7条 あそぼうランドを利用する場合は、区が整備運営するインターネット

上の予約フォームにて予約を行うものとする。

2 前項に規定するインターネット上の予約フォームによる予約が困難な場合は、困難な理由を明らかにした上で、区長の指示に従い別途の方法にて予約手続を行うものとする。

(適正利用)

第8条 あそぼうランドを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければな

らない。

(1) 悪臭、騒音又は大声を発する等、他の日吉合同庁舎の利用者に迷惑のかかる行為、危険な行為は行わないこと。

(2) 施設等を汚損する行為をしないこと。

(3) 長時間の滞留、睡眠又は荷物等の留置き等により、他の利用を妨げる行為をしないこと。

(4) 危険物及び火器は持ち込まないこと。

(5) あそぼうランド内での飲食は可とする。ただし、飲酒はしないこと。

(6) あそぼうランド内での調理は行わないこと。

(7) 利用に伴い発生したごみは、自らの責任及び費用負担で適正に処理する

こと。

(8) 利用者同士の事故やトラブルなどについては、当事者間で解決すること。

(9) 職員から、利用に関して指示があった場合は、これに従うこと。

(10) 利用者は、特別の設備をすることなどによりあそぼうランドの仕様に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の許可を受けたときは、この限りでない。

(11) 利用者は、あそぼうランドの利用を終了したときは、清掃し、直ちに原状に復さなければならない。

(12) 利用開始時間から 30 分経て申請者等の来館がない場合は、利用申請を取り下げたものとみなす。ただし、事前に利用開始時間変更の申し出があった場合は、この限りでない。

2 区長は、利用者が前項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがある行為をした場合には、利用を拒否し、又は退出させることができる。

(利用の制限)

第9条 区長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用を承認しない。

(1) 営利を目的とした行為と認めるとき。

(2) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 施設又は付属物を損傷するおそれがあると認めるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) 宗教・思想・政治等の普及を目的とした行為と認めるとき。

(6) 暴力団員等と密接な関係を有すると認めるとき。

(7) 前各号に定めるほか、利用を不適当と認めるとき。

(利用承認の取消等)

第10条 区長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 利用の目的又は第8条に規定する事項に違反し、又は係員の指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるほか、区長が必要と認めるとき。

2 前項の処分によって利用者に損害を生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(利用料)

第11条 あそぼうランドの利用料は、無料とする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、あそぼうランドの利用に際して施設等をき損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(報告)

第13条 利用者は、あそぼうランドの利用が終了したときは、「日吉おやこあそぼうランド利用報告書」（様式2）を区長に提出しなければならない。

(庶務)

第14条 あそぼうランドに関する庶務は、日吉出張所地域振興担当及び幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱の施行に定めるもののほか、あそぼうランドに関する必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。